

令和8年度 大学等奨学金利子支援事業



熊谷市では、大学等卒業後の若年層に対し、奨学金返済の負担軽減を図り、本市への転入・定住を促進することを目的に、「大学等奨学金利子支援事業」を実施しています。

●申請資格

- ① 申請時に、熊谷市に住民登録があること。
- ② 奨学金の貸与を受けて大学・短期大学・大学院・高等専門学校・専修学校専門課程又は専攻科等を修了していること。
- ③ 申請年度の翌年度の4月1日現在(令和8年度新規申請の場合、令和9年4月1日)の年齢が40歳未満であること。
- ④ 申請年度の前年度の10月1日から申請年度の9月30日までの間に奨学金を返還していること。(令和8年度申請の場合、令和7年10月1日から令和8年9月30日までの間)
- ⑤ 申請時に、残りの返還期間が10年以上であること。(上記④の期間を含む)
- ⑥ 申請時に、本市の市税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
- ⑦ 就労していること。(パート、アルバイトも可)

※過去に給付の決定を受けている方は③・⑤を除く。



RUGBY TOWN KUMAGAYA

●給付額

上記④の期間中に返還した奨学金の利子額(上限3万円)

●申請方法

申請書(兼請求書)に次の書類を添付し、教育総務課へ持参又は郵送

- ① 大学等を卒業したことを確認することができる書類(卒業証明書、卒業証書のコピーなど)
- ② 奨学金貸与機関が発行する奨学金全体の返還計画を確認することができる書類
- ③ 返還した金額(元金及び利子の内訳を含む。)を確認することができる書類
- ④ 就労証明書

※過去に給付の決定を受けている方は①・②を除く

・申請書は教育総務課・各行政センターで配布のほか、市ホームページからもダウンロードできます。

●給付期間

10年間(毎年度申請が必要です)

●申請期間

10月1日～12月18日(当日消印有効) ※土・日曜日、祝日を除く



©熊谷市

問合せ先

熊谷市教育委員会 教育総務課 管理係 (市役所本庁舎6階1番窓口)

〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1 電話番号 048-524-1651